

文教くらし委員会記録

開催日時 平成27年7月2日(木) 13:03~14:51

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

阪口 保 委員長
宮本 次郎 副委員長
佐藤 光紀 委員
田中 惟允 委員
藤野 良次 委員
岡 史朗 委員
奥山 博康 委員
新谷 紘一 委員
中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

平成27年度議案

議第55号 平成27年度奈良県一般会計補正予算(第1号)

(文教くらし委員会所管分)

議第65号 奈良県食品衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

報第1号 平成26年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成26年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(文教くらし委員会所管分)

報第6号 公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告について

報第7号 公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の報告について

報第19号 地方自治法第180条第1項の規程による専決処分の報告につ

いて

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う関係
条例の整理に関する条例 (文教くらし委員会所管分)
ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部を改正する条
例
奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の
特例に関する条例の一部を改正する条例

(2) その他

<会議の経過>

○**阪口委員長** ただいまから文教くらし委員会を開会します。

それでは、案件に入ります。

まず付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に説明願います。

○**中くらし創造部長兼景観・環境局長** 平成27年6月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部景観・環境局所管分について説明します。

当部局からは、補正予算案件が1件、条例案件が1件、報告案件が5件あります。

まず、議第55号、平成27年度奈良県一般会計補正予算案(第1号)についてです。お手元に配付しました資料のうち、A4縦長の資料、平成27年度6月補正予算案の概要により説明します。平成27年度6月補正予算案の概要7ページ、中ほどの9、スポーツの振興の新規事業、橿原公苑将来構想策定事業です。少子高齢化やスポーツレクリエーション活動の多様化などによる施設利用者のニーズが変化してきていることから、誰もがいつでも楽しめる施設として、さらなる機能の向上を図るとともに、競技スポーツの拠点施設として、今後も有効に活用していくための調査検討を行い、中長期的な将来構想を策定したいと考えています。

次に、条例関係についてです。平成27年6月文教くらし委員会資料(条例関係)をお

願います。

議第65号、奈良県食品衛生検査所設置条例の一部を改正する条例についてです。資料の1ページをお願いします。

本条例において、奈良県食品衛生検査所に分掌させる事務について規定をしていますが、食品表示については、食品衛生法のほか、JAS法及び健康増進法などの複数の法律に分かれて規定されており、消費者や事業者にとってわかりにくいものであったことから、食品表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するため、新たに食品表示法が制定され、平成27年4月から施行されたところです。今回食品表示法に基づく事務を食品衛生検査所に分掌させる事務として追加するため、所要の改正を行うものです。施行期日は公布の日を予定しています。

続きまして、平成26年度一般会計予算繰越計算書についてです。第320回定例県議会提出平成27年度一般会計特別会計補正予算案64ページをお願いします。

平成26年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書のうち、くらし創造部景観・環境局の所管は、款の上から2つ目、第6款くらし創造費です。平成27年度に繰り越しを行ったのは、第3項スポーツ振興費に記載の3事業、第7項景観自然環境費に記載の1事業、合計4事業です。

まず初めに、第3項スポーツ振興費の上から3つ目、明日香庭球場施設整備事業について説明します。

クラブハウスの新築及びコートの人工芝化整備事業ですが、クラブハウスの新築については、平成26年度中に入札が不調となり、再度の入札手続に日時を要することとなったため、繰り越しを行ったものです。また、コートの人工芝化整備等については、工法の検討等に不測の日数を要することとなったため、繰り越しを行ったものです。この2件の合計で繰越額は、2億4,955万2,000円です。なお、事業は完了しており、先日6月28日日曜日にはクラブハウスの竣工式を行ったところです。他の3つの事業については、いずれも国の地方創生先行型交付金を活用した事業で、平成27年度当初予算と一体となって編成したもので、繰越額はそれぞれ記載のとおりです。

続きまして、114ページ報第19号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。記載の事項のうち、くらし創造部景観・環境局の所管は、上から2つ目、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例及び上から3つ目のふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部を改正する条例

の2件です。

まず、116ページをお願いします。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例のうち、くらし創造部景観・環境局の所管としては、第3条奈良県自然環境保全条例の一部改正です。同条例において、県の附属機関である奈良県環境保全審議会の所掌事務として規定をしております「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に名称が変更となったため、所要の改正を行ったものです。

118ページをお願いします。ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例において、ふぐ処理師試験の受験資格として規定をしています調理師法の引用条項が変更となったため、所要の改正を行ったものです。

続きまして、公益財団法人の経営状況の報告について、説明します。まず、資料の公益財団法人奈良県人権センター経営状況報告平成26年度業務報告書をごらんください。報第6号、公益財団法人奈良県人権センターの経営状況について説明します。業務報告書の1ページをお願いします。

事業の実施状況について、(1)施設の管理運営状況では、4団体1事業者と通年利用を契約した者のほか、延べ331回の研修室や会議室の利用を得たところです。

3ページからは、財務諸表についてです。まず、5ページの正味財産増減計算書で説明します。5ページをお願いします。

1、一般正味財産増減の部、1の経常増減の部、(1)経常収益として、貸館に伴います事務室等の使用料収入、県からの補助金収入である受取地方公共団体補助金、その他記載のものを合わせて、経常収益計(A)としては1,397万8,791円となっています。下の(2)経常費用として、事業費、職員給与などの管理費を合わせて、経常費用計、Bとしては2,365万9,508円となっています。以上の経常収益と経常費用の差額の当期経常増減額、Cとしては、マイナス968万717円となっています。マイナスの大きな要因は、建物などの減価償却費によるものです。また、2、経常外増減の部については、収益、費用ともありませんでしたので、当期一般正味財産増減額、Gはマイナス968万717円となり、一般正味財産期首残高、Hの1億8,356万9,899円からこの額を差し引きますと、一般正味財産期末残高、Iの欄は1億7,388万9,182円となります。

続きまして、平成27年度事業計画書について説明します。公益財団法人奈良県人権セ

ンターの平成27年度事業計画の1ページ、2の事業の実施計画として、人権啓発の拠点として施設の管理運営や人権啓発推進事業など、記載の事業を実施してまいります。

2ページをお願いします。収支予算書です。1の一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1)経常収益として、貸館に伴います使用料収入と県からの補助金収入である受取地方公共団体補助金、その他、記載のものを合わせて、経常収益計として1,413万3,000円を計上しています。(2)経常費用として、事業費、職員給与などの管理費を合わせて、経常費用計として2,122万8,000円を計上しています。公益財団法人奈良県人権センターの経営状況については、以上です。

続いて、報第7号、公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況について説明します。

資料の公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センター平成26年度業務報告書をごらんください。1ページをお願いします。

平成26年度の事業報告についてです。県内の各生活衛生関係事業者を対象にして、1の経営相談に関する事業では、238件の各種経営相談を受け、また、事業資金が不足する事業者に対しては、2の生活衛生融資に関する相談事業として、日本政策金融公庫への融資推薦を67件実施したほか、記載の事業を実施し、県内の生活衛生関係事業者の衛生確保と振興に努めました。

2ページからは財務諸表についてです。

4ページの正味財産増減計算書で説明します。4ページをお願いします。1の一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1)経常収益として、県からの受取補助金収入、研修等の受託による事業収益、受取寄附金、その他、記載のものを合わせて、経常収益計として2,063万1円となっています。また、(2)経常費用として、生活衛生関係営業対策事業費や研修、調査などの各種受託事業費の事業費及び管理費を合わせ、経常費用計として2,121万3,572円となっています。以上の経常収益と経常費用の差額の当期経常増減額は、マイナス58万3,071円となっています。このため、当期一般正味財産増減額は、マイナス58万3,071円となり、一般正味財産期首残高の663万6,044円からこの額を差し引きしますと、当期一般正味財産期末残高は605万2,973円となります。

続きまして、平成27年度事業計画書について報告します。公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センター平成27年度事業計画書をごらんください。1ページをお願いします。

平成27年度事業計画について、生活衛生関係事業者の経営の健全化を図り、衛生水準とサービスの向上を推進することにより、消費者利益の擁護を図ることを目的として、営業指導に関する事業など、記載の事業を行ってまいります。

3ページをお願いします。正味財産増減予算書についてです。経常増減の部、1、経常収益として、生活衛生関係営業対策事業補助金等の県からの受取補助金及びクリーニング師研修等の事業収益等を合わせて、経常収益計として2,097万4,000円を計上しています。2の経常費用としては、生活衛生関係営業対策事業等の補助事業費、クリーニング師研修や生活衛生関係営業の経営状況調査等の全国生活衛生営業指導センターからの受託事業費及び管理費等を合わせて、経常費用計として2,097万4,000円を計上しています。以上がくらし創造部景観・環境局所管の所管分についての説明です。よろしく審議のほどをお願いします。以上です。

○吉田教育長 続きます。6月定例県議会に提出しています教育委員会関係の平成27年度6月補正予算の概要について説明します。

平成27年度6月補正予算案の概要の6ページをお願いします。

7、学びの支援の1つ目、県立学校等アスベスト対策事業です。昨年の石綿障害予防規則の改正に伴い、県立学校等に設置された煙突内部の断熱材を調査した結果、アスベストの含有が確認された8施設の煙突について対策工事を実施するものです。2つ目の特別支援学校耐震化事業です。明日香養護学校の教室棟の改築工事において、埋蔵文化財発掘調査で発見された遺構を保全しながら新校舎を建築するため、工法変更及び工期延長に係る経費です。

続いて、7ページをお願いします。8、文化の振興の2つ目の文化財防犯緊急対策事業です。先般より発生した県内社寺等に油のようなものが散布され、文化財が汚染されたことを受けて、今後の新たな被害を防ぐために、緊急対策として文化財所有者が行う防犯カメラや防犯センサーの設置に対する補助を実施するものです。

次に、14ページをお願いします。17のその他、寄付型クラウドファンディング活用事業2件です。4つ目の奈良の祭りと芸能映像ライブラリー刊行事業です。奈良の伝統的な祭りと芸能について、過去に撮影した古いアナログデータのデジタル化を行うことにより、奈良の民俗文化財の保存または継承及び普及活用につなげたいと考えています。その下の歴史画像収集・整理事業は、公募により、昭和30年代以前の明日香、藤原地域の写真を収集しデジタル化を行って、展示会の開催などに活用します。

以上が教育委員会所管の平成27年度6月補正予算案の概要です。

続きまして、平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他の71ページをお願いします。

報第1号、平成26年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告です。第12款の教育費の1つ目、第1項教育総務費の自殺対策強化事業で434万1,000円となっています。これは、児童生徒の自殺対策事業に係るもので、国の平成26年度2月補正予算にて新たに計上された新交付金事業として実施することとしており、国の交付金繰り越しによるものです。その下の第5項特別支援学校費の特別支援学校耐震化事業で123万円となっています。これは、明日香養護学校の教室棟の改築工事に係るもので、大規模な遺構が発見されたことによる文化財発掘調査期間の延長に伴い、工事期間の延長をしたものです。その下、第7項文化財保存費の文化財保存事業補助です。856万3,000円となっています。これは、平城宮跡にある積水化学工業株式会社の工場用地の公有化を行う奈良市に対する補助金に係るもので、事業主体である奈良市のおくれによるものです。

以上が教育委員会に係る平成26年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告です。

続いて、教育委員会に係る専決処分の概要について説明します。平成27年6月定例県議会提出議案の概要（報告）をお願いします。1ページをお願いします。

報第19号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。このうち教育委員会の所管は、奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例です。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月1日に施行されることに伴って、同法の条項を引用する条文の整理を行うために所要の改正を平成27年3月31日付で専決処分したものです。

以上が教育委員会所管の提出議案です。審議をよろしくをお願いします。

○**阪口委員長** ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、そのほかの事項については、後ほど質疑を行いますのでご了承ください。

○**宮本副委員長** 付託議案について、2点お聞きしたいと思います。

1点目は、先ほど報告があった奈良県人権センターの業務報告についてお聞きしたいと思いますが、1ページ目の施設の管理運営状況で、4団体1事業者と通年利用を契約したとあります。この4団体1事業者とはどういう団体かについて明らかにしていただきたいと思うのが1点。

それから、恐らく施設を貸していると思うのですが、どのような計算方式に基づいて家賃の金額を決めているのかを明らかにしていただきたいと思います。

もう1点は、教育委員会の寄付型クラウドファンディングについてです。

これは説明を受けたところによると、寄付金が集まれば実施できるけれども、集まらなければ実施できないということなのですが、今回議案で出ていましたのは、奈良の祭りや芸能などの貴重な映像をデジタル化するものです。あるいは、明日香、藤原古墳の写真をデジタル化して残そうというもので、いずれも必要な事業だと思うのですが、もし寄付が少なかった場合に実施するのかどうか。仮に寄付が少なくて実施できなかった場合に、この事業は県として予算を立てて実施することになるのかどうかを明らかにしていただきたいと思います。

○久森人権施策課長 奈良県人権センターの業務報告についてです。

奈良県人権センターを通年利用しています団体は、まず1つ目が部落解放同盟奈良県連合会、2つ目は一般財団法人奈良人権部落解放研究所、3つ目は奈良県人権教育研究会、そして4つ目は奈良県人権保育研究会の4団体、そして、事業者は1事業者で喫茶ならの計5者となっています。

使用料の決め方ですが、4団体の使用料については、事務室使用ということで、1平方メートル当たり月額739円で、それぞれの使用面積に掛けて月額を計算し、そして12倍をして年額使用料を決めています。また、事業者の喫茶ならについては、事業をやっているということで、1平方メートル当たり月額1,008円として、使用面積に掛けて月額を計算し、そして年額を計算しています。以上です。

○尾登文化財保存課長 ご質問いただいた寄付型クラウドファンディングの活用について答えます。

寄付型クラウドファンディング活用事業については、そもそもが県事業の新しい試みとして、アイデア、プロジェクトを実現するための資金をインターネットを通じて多数の支援者から集めるという手段ですので、当然事業費とその事業に係るお金がどのように集まって、その成果がどうかというところが問題となるところです。

第1のお尋ねの寄付が少なかった場合、事業を実施するのかもしれませんが、当然その辺は想定をしています。奈良の祭りや映像ライブラリー刊行事業については、予定額200万円としていますが、事業を実施して成果が出る最低実施ラインを50万円と想定していますので、そこまで集まればそのような形でやっていきたいと考えています。それから、歴史画像の

関係等については、予定額は198万円ですが、最低実施ラインを100万円と設定していますので、そこまで賛同いただければ実施したいと考えています。なお、もし集まらなかった場合どうするのかということですが、先ほど申したように、この事業のあり方自身が寄付という財源に縛られています、当然事業を実施していきたい気持ちがありますので、次年度以降で再度調整をして、寄付をいただけるような形での事業提案を再度していきたいと考えています。以上です。

○宮本副委員長 まず、人権センターの事務室ですが、4団体1事業者についてそれぞれ基準を定めて貸し出しているという報告がありました。4団体については、1平方メートル当たりが739円、1事業者については1,008円でした。この家賃についてですが、一般的な貸事務所、あるいは店舗貸し出しという場合ですと、坪当たりの単価が大体示されており、おおよそ同様の条件で調べますと、坪単価5,000円から1万円となっています。今回1平方メートル当たり739円でしたから、坪単価に直しますと二千数百円になりますので、一般的な相場から見れば4割から5割程度の家賃になるわけですが、これが公益性がある団体なので適正なのかどうかという判断に委ねられると思っておりますので、説明を受けた感じからしますと、比較的安いという感じを受けました。その点、どのように判断されるか、くらし創造部長の考えを聞きたいと思っております。ちなみに、部落解放同盟奈良県連合会の事務所の使用面積は168.5平方メートルで相当広いです。奈良県連合会の事務所ですから、相当な広さが必要だということはわかるのですが、それで年額の使用料が149万円ということですから、この辺の判断をどうするかということになるかと思っておりますので、考えを最後に一度聞きたいと思っております。

それから、寄付型クラウドファンディングについてですが、これは集まらなければ、また次年度集まるように再度事業を練り直して計画をしていくという答弁がありました。この事業は、非常に重要な事業だと思っておりますので、これは県が予算化をしてやるべきものだと思いますので、あくまでも寄付金頼みというやり方でいいのかと受けとめましたので、その意見を申し上げておきたいと思っております。

1点確認ですが、このクラウドファンディングの事業者に対してどういった契約を結ばれているのか。寄付が集まった場合に事業が実施されますので、実施されたら何らかの形でこの事業者報酬や、または寄付金の中から幾らか事業者の取り分が発生する契約になっているのか契約内容について1点確認したいと思っております。よろしくお願いたします。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 民間の施設に比べて4割程度になっているという、

一つの例を挙げて話をいただきました。民間とは施設の内容や設備の面など、いろいろなものでなかなか同じように比較することはできません。ただ、県の公的な会館や施設などに入っている例を見れば、決して著しく安いということではないと思っています。また、施設を改良した場合などには、適宜使用料の見直しを行うなど、実勢に応じた見直しもしています。そういった意味では、県が貸し出しをしている使用料については、県としては妥当なものと思っています。以上です。

○尾登文化財保存課長 事業者との契約の関係のお尋ねがありました。

想定されていますのが、事業者と徴収事務委託を締結するということですがけれども、委託料については、寄付額に応じてかかるクレジット手数料及びシステム利用料という形で支払いを行うこととされており、大体20%程度と想定されていると聞いています。以上です。

○岡委員 まず、先ほど説明を受けた件について2点。1点目は、平成27年度6月補正予算案の概要6ページの特別支援学校耐震化事業の明日香養護学校の改築に伴う埋蔵文化財発掘調査で発見された工期延長の件です。これについて、学校側からも一部いろいろな話が入っていますけれども、すばらしい遺構が出たわけで、これに対する取り組みを今後県としてどのようにしようとしているのか。それにリンクする話で、養護学校そのものがそのままそこで残るのか、それともどこかほかの場所へつくりかえることも将来的には設定しなければならないのかなどの議論が多分水面下ではあろうかと思っておりますので、現時点における、県としての議論、公表できる範囲で結構ですがけれども、あれば聞きたいと思っています。

それから2点目は、平成27年度6月補正予算案の概要7ページ、9スポーツの振興に関連して、榎原公苑将来構想策定事業1,000万円の予算がついて議論が始まるようですが、先般、榎原市と県がまちづくりに関する包括協定を結びました。榎原神宮周辺、それから医科大学周辺、それから大和八木駅周辺と大きくこの3カ所を重点として県と市がまちづくりについてお互いに協力をしながらやっていくという内容だと思います。それにリンクする形ですがけれども、今あります榎原公苑の位置が、将来的な構想の中で変えるのではないかと。というのは、ここだけの問題ではなくて、整備のあり方が将来の周辺のまちづくりともリンクする話になると思いますので、県単独で考えていくのではないと思いますが、先ほど言いましたまちづくりに関する包括協定との兼ね合いはどのように考えてこれから議論をされていくのかということ。

それともう1点、前にも本会議で取り上げましたけれども、サッカーの奈良クラブが非常に頑張って活躍をしていますけれども、プロへの昇格をもうされましたか。もうJ3になったのか。まだなっていない、なつてほしいということです。そう思っている一人ですが、そういうチームの希望として、橿原公苑の陸上競技場で公式は無理でも、試合等をするについて、また、練習会場とするについての使い方についてまだまだたくさん物足りないところがあると。もちろん公式試合をしようと思えば、観客席を1万8,000席備えないと試合ができないなどいろいろあるようですが、将来の夢として、もう少しそれをにらんだ橿原公苑の陸上競技場のサッカーに対応する考え方を現時点でどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○尾登文化財保存課長 県立明日香養護学校の建設の場所における小山田遺跡の関係についてお尋ねだったと思います。

この関係については、平成31年まで遺構範囲確認のための発掘調査を行いますので、はっきりしますのが平成32年ぐらいになりますので、その段階で史跡指定の作業という形になります。それまでについては、どうなるかというところについては、今見通しをお話できる段階にはありません。遺構の重要性が確認されて、史跡指定がされることになった段階で個別に判断せざるを得ないと考えており、他府県の例ですと、現に利用されている学校敷地が史跡指定されるという例もありますので、今後の推移を見守っていきたいと考えています。以上です。

○村上スポーツ振興課長 橿原公苑の整備について、お答えします。

委員からのご指摘のように、橿原市とのまちづくり協定の範囲を図面で見ますとぎりぎり入っているか入っていないかになっています。もちろん橿原市と協議しながら進めたいと考えています。橿原市は市として、今整備の検討を始めていると聞いています。橿原市の運動公園と県立の橿原公苑と整合性をとりながら、今後整備の方向性を探っていきたいと考えています。

それから、もう1点ご質問いただきました奈良クラブですけれども、現在、JFLの試合が奈良市鴻ノ池競技場と橿原公苑の2カ所でホームゲームをしているところです。今後J3、さらにはJ2、J1と見据える中で、その整備についても、県としては橿原公苑陸上競技場ということです。奈良市、橿原市等々とも意見の交換をしながら、今後昇格に向けて県としてサポートできることを探っていきたいと考えています。

○岡委員 最初の明日香養護学校の件については、平成32年まで結果が出るまで待つし

かないと思いますので、その時点でいろいろと話を聞きたいと思います。

榎原公苑の件ですけれども、思った以上に視野を広げて見てもらっているようですのでありがたいのですが、実はきのう、元Jリーガーで明日香村で頑張っている方とお会いしていろいろな話を聞いてまいりました。ぜひ県、榎原市連携の中で榎原運動公園を中心としたサッカー場を確保できないかと。サッカーだけではなくて、多目的広場的に総合型スポーツを広げるという意味もあって、ぜひこれをお願いしたいと陳情を受けました。これは、榎原市が主に取組まなければならない課題が多くありますので、榎原市にもお願いに行こうと思っているのですけれども、県もその辺を十分調整しながら、榎原市だけの問題ではなくて奈良県全体の運動公園的な機能をこれから発揮していかなければならない位置づけかと思います。そういう意味においても非常に期待されている面もありますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。以上です。

○田中委員 一つ教えていただきたい。公益財団法人奈良県人権センターの業務報告書、5ページ受取補助金等ですけれども、130万円ほど減額になっているのですが、なぜ大幅な減額になっているのか、理由などなにか計算方式があるのであれば教えていただきたい。

○久森人権施策課長 業務報告書5ページの受取地方公共団体補助金についてのお尋ねです。

昨年と比べて減額していますが、平成25年度については、奈良県人権センターが公益財団化をするための設備費用等として、それに見合う増額を平成25年度に見ておりましたので、平成26年度は平年ベースということで減額をしています。以上です。

○田中委員 どのぐらいの額の増額をしていたのですか。平成25年度から平成26年度にかけての増額はどれぐらいだったのですか。

○久森人権施策課長 平成25年度から平成26年度については、減額をしております、約130万円減額をしています。

○田中委員 平年ベースから増額して、それをまた平年ベースへ戻しましたという答弁だと思うのですけれども、平年ベースというのはどうだったのですか。何か計算方式があって額が定められているのですかというのが質問の趣旨です。

○久森人権施策課長 申しわけありませんが、平成24年度の数字を持ち合わせていませんので、平年ベースでほぼ同額であろうと考えています。以上です。

○阪口委員長 今手元に持ち合わせていないということ。

○田中委員 それでは、その前は、よろしいです。今回の597万6,000円の根拠は
どういうところにあるのでしょうかとお尋ねしたいです。

○久森人権施策課長 根拠については、奈良県人権センターの運営費の積算の中で、奈良
県人権センターとしての収入に不足した部分について、県から補助をしているということ
です。以上です。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 今、田中委員がおっしゃった質問で、人権政策課
長から、通年ベースに戻ったときの根拠は、今持ち合わせていませんので、改めて調べて
後刻報告させていただくことでよろしいでしょうか。

○阪口委員長 田中委員、よろしいでしょうか。

田中委員並びにほかの委員にも資料提供をよろしくお願いします。

○奥山委員 通告も何もしておりませんでしたけれども、1つだけ。岡委員と重複するの
ですけれども、申しわけないです。

新規事業の橿原公苑将来構想策定事業で1,000万円の予算はかなり大きな金額なの
ですけれども、橿原公苑の抱える課題を解決すると事業内容に書いているけれども、この
1,000万円は、専門の業者に委託をされるのかまず聞きたい。

○村上スポーツ振興課長 ご質問の契約方法ですけれども、今の想定では委託を考えてい
ます。

○奥山委員 1,000万円であれば委託でないと無理かと思っているのですけれども、
確認をただけです。今将来構想の策定をしなければいけないということから、1,00
0万円という大きな金額での将来にわたっての橿原公苑の構想は、専門の業者に頼んだほ
うがいいのはわかります。現在、新たな所管で橿原公苑が抱えてる課題といえば、村上ス
ポーツ振興課長から見たらどういう課題があるのか、教えてください。

○村上スポーツ振興課長 まず1点目としては、もともと整備されたのが昭和59年のわ
かくさ国体を期にされてるという状況がありまして、それから30年以上が経過しており、
古くなってきているということが一つあると思います。それと、社会情勢も変化していま
すので、競技場としてのニーズが変わってきているのであろうと考えています。それと、
これから少子高齢化の時代に、今のニーズの変化とも同じような話になりますけれども、
新たな機能をどう追加していくのかということを考えていかなければならないと考えてい
ます。

○奥山委員 今3点上げてもらったけれども、30年たったから見直さないといけないと。

古くなって、例えばどこがどう、ここはこんなに古くなっていますとわかれば教えてほしい。村上スポーツ振興課長が社会的ニーズは今どうなっていると思われるのかも答えてください。

○村上スポーツ振興課長 具体的に言いますと、一部手を入れているところもあるのですが、スタンドや、ベンチの椅子が古くなって壊れている部分があったりなど。これは昨年ですけれども、トイレが詰まって汚水が漏れ出たことがあったりや陸上競技場ですと、トラックがかなり傷んできている。先ほどのJFLの奈良クラブの話ともリンクするのですが、芝もかなり傷みが来ているという状況があります。

もう1点、何が変わってきたのかということですが、今、榎原公苑でナイトランをさせていただいているのですが、かなりの人数の方に来ていただいて、仕事帰りに走るランニングというのですか、走ることにするニーズはかなり高まってきている。また、先ほども申しました高齢者がふえているという面でいうと、一定健康遊具の設置ができないかがこれから対応していくべき課題であると考えています。

○奥山委員 記憶が間違っていたら申しわけない。陸上競技場のトラックはタータントラックですが、30年前は、違ったように思います。それがもう傷んでいるのか聞きたい。確かにナイトランを、知り合いの高齢の人だけれど2日に1回行っている人もいます。その人は、陸上競技場のオーソリティーのような人で、顔の知らない初心者がいたら、走って何年ですかと声をかけ、まだ初めてであれば、このコースをきょうから半年ほど続けなさいと、こう言って指導者のようになっている人もいて、非常に好評だというのはよく知っている。これだけの利用者があれば考えてやらなければいけないから、この基本構想の策定の中にいろいろ考える、これはもうオーケー。

ただ、先ほど言ったように、トラックを変えたのは、まだそんなにたっていないように思ったのだけれども、それだけの頻度があるのかというのが一つ。トイレはたまたまで、家のトイレでも壊れることもしょっちゅうあるのだから、これはいい。でも、スタンドについて、最終の質問の後には持っていこうと思っていたけれど。

一つは、これから業者に出していろいろ策定してもらうので、要望として入るのかどうかかわからないけれども、入れてほしいのが、中学、高校では榎原野球場と榎原公苑の陸上競技場は、自分の庭みたいにして競技にずっと出ていました。それは陸上も野球も。だからすごく思い出が深い。でも、この年齢になり、議会では野球はしていますけれども、見る、見て楽しむということで、このごろはスポーツを見るというのが非常に楽しくなって

きた。特に若い人たちが競争し合って試合をする櫃原球場、佐藤薬品スタジアムと陸上競技場と。スポーツはこれから高齢化も進むから、高齢化のニーズも見なければいけないけれども、見て楽しむ人の立場もこの構想に入っているのかどうかかわからないし、入っていなかったら、ぜひとも見てスポーツを楽しむ。楽しんで、これだったら自分もできると思う人が1人でもふえれば、知事が提唱している健康年齢か……。

(「長寿」と呼ぶ者あり)

健康長寿日本一というのでいろいろと手を加えているのにも整合性もあるからと思いな
がら、要望ですが将来構想策定事業の中には、やるというだけではなく見るという観点も
入っているのかどうか、お尋ねしたい。

○村上スポーツ振興課長 質問の中で、30年変えていなかったというのは、説明不足で
した。陸上競技場自体の整備をしたのは30年ですけれど、トラックの張りかえをその間
全然していないということではないです。ただ、そんなに長くもつものではないと聞いて
ます。

それと、今おっしゃいました見るスポーツ、見て楽しむスポーツ。櫃原公苑でオリッ
クの2軍戦をやらせていただいたりであるとか、先ほど申しました陸上競技場でJFLで
やらせていただいたりであるとか、そういった利用の仕方もししていますし、平成25年3
月につくりましたスポーツ推進計画の中でも、見るスポーツは大きな柱の一つに立ててい
ます。もちろん今回の検討の中でも、そこにも配慮した形で進めたいと考えています。

○奥山委員 今オリックスの話が出ました。大学までしか野球をしていないからプロのや
るようなところであまり試合をした経験がないのですけれども、佐藤薬品スタジアムは、
どうしても両翼が小さすぎて、オリックスの2軍がよく来てくれているというのが、むし
ろそれがいつも心配です。これは技術的なことになるけれども、高校生のときに試合をし
たときは、ホームベースが反対でした。今レフト側にホームベースがあって、櫃原球場が
あったのだけれども、それを西日の関係などいろいろあるので、方向を変えたはずですが、
どうしても面積が限られている。限られている中で左翼90メートルか、92メートルか。
大体今は100メートルです。当然無理だけれども、計算をすると、例えばその構想の中
にフェンスを5メートルにしたらまた見えない。プロが来て、櫃原球場であれば、プロな
らすぐホームランが入る気がするものだから、今、たまたまオリックスの話があったけれ
ども、実は内々にジャイアンツもという話があります。でも、困るから断っています。
一つは、球場が小さい。それと、スタンド。収容人数が少ないから、基本的にプロが興行

としてやるのであれば、赤字が出るのです。というのは、スタンドがないから、座るところが。だから、その辺もこの構想の中には入っているのですかと聞きたい。

○村上スポーツ振興課長 そこまで具体的には、もちろん球場は対象ということは対象ですけれども、具体的な整備の方法までは考えていなかったです。ただ、球場を今後どうしていくべきかということは検討する対象にはなりますけれども、委員がおっしゃったフェンスをどうするかというところまでは、今は考えていなかったです。

○奥山委員 生涯スポーツという観点でこれから将来構想を考えるのですというのと、いや、違うと、見るほうも橿原陸上競技場であれば、サッカー場であるワールドカップはできないのです。同じ大きさのものが横に最低限なければ、たしかそうだったと思います。それがなくて、物理的に無理なのです。ある程度の試合しか無理です。そのある程度のレベルの中で考えていく。それでは野球場はどうかといえば、物すごく無理が来ているかと。これになったらお金が要ります。でも、構想としたら、要望としたら、その構想も入れたらどうなるかということをお答えされるような策定をしていただけたらということでの要望できょうは終わっておきます。

○佐藤委員 文化財防犯緊急対策事業についてお聞きします。

先般発生しています県内の寺社仏閣で油などをまいたりする事象が報告されており、奈良県民としては、非常に胸を痛めていました。今回の補正予算に入れていただいたことは非常によいことかと思えます。ただ、この説明を事前に受けていましたが、2～3、気になることがありましたので、質問したいと思えます。

まず、1棟当たり25万円の上限を設けると明記されていまして、気になるところはその他のところで、1棟につき1台までという書き方。4棟までの所有者に限定で、本来大規模ではない小規模の寺社に対しての補助だと聞いていましたが、この4棟までの所有者に限定というところが少しひっかかっています。こういう案内を寺社所有者に説明すると、うちのところは対象ではないと誤解を招きかねないと思えます。現時点で、アンケートが実施されており、平成27年4月実施で、約400の所有者に対して、その半数を超える230の所有者から回答をいただいたということで、約120の所有者がすぐに設置したい、近い将来設置したいという、実に総数に対して約30%の回答があり反響があるということで、この内容を改めて説明いただけないでしょうか。

○尾登文化財保存課長 まず第1点は、4棟というところですが、5棟以上という形になってきますと、防犯カメラ、防犯センサーを組んだときに、システムのどこかで集中モ

ニターで見たりなどということが必要になって大規模になってくるという点があります。大規模になる場合は国庫補助制度を使うという手がありますので、そちらにのっていただいたほうが、所有者にとっても得かと思えますので、そのような大きなところではなくて、今回は先ほどお話いただきましたように小規模な寺社等の所有者を対象にしているので、大体1棟当たりで防犯カメラと防犯センサーをセットで組みますと、50万円ぐらいになるだろうというところでの補助という形にしています。それが第1点です。

第2点については、県で、建造物また美術工芸等の関係の重要文化財等を所有してる所有者にアンケートをとったのですけれども、その中で、230の所有者から、回答がありました。その中で、すぐに設置したいという形、または、なるべく早くという形であったのが120でした。今回は緊急対策としていますので、いち早く設置をしていきたいところを対象として今回の設定にしたということです。今後、さらに設置をしたいというところが出てくるかと思えますけれども、それについては、次年度以降に、同じような措置を検討したいと考えているところです。以上です。

○佐藤委員 ひっかかったのは、1棟に1台までというところもひっかかっておりまして、例えば、あくまでこれは何か汚した後にその犯人を捕まえるための映像ではなく、あくまで防犯であり、カメラがついているぞということを知らしめると。その何かをしようとする人間に対して事前にやめさせるというニュアンスがあるかと思えます。その点においては、防犯で最も有効なのは、夜半にこういった事象が起きやすいということもあり、資料にも、デイナイトカメラという夜間でもしっかり撮れるIRカメラが記載されています。よく警備システムを入れる際に、小さく書いてあるのですけれども、防犯センサーということで、威嚇ライトを併設するケースが非常に多いのです。この1棟までということになってしまうと、カメラとその威嚇ライトを同時に組み合わせてという発想はない。したほうがより効果的だと思うのですけれども、ここで限定してしまうと、だめなのかと思わせるのではないのでしょうかという質問です。

○尾登文化財保存課長 確かにおっしゃる点は確かかと思えますけれども、今回最低ラインで緊急に整備をしたいという思いの所有者に補助を行うことにしていますので、こういう形の提案をしているわけです。

○佐藤委員 緊急対策で、県がここまでという制限を設けているのは、上限1棟当たり25万円ですけれども、その枠組みの中で最大限の設備を導入したいと思われる所有者は多くおられるかと思えます。1棟は1棟でも、本当に小さな1棟だったらカメラは1台でい

と思うのですけれども、それなりの大きさがあって裏口も撮りたいという方もおられるかと思えます。そこで、あえてこの1棟につき1台までという限定は、いかがなものかと思っておりますけれども、ご回答は。

○尾登文化財保存課長 委員がおっしゃるとおり、当然、表または裏という形で全てつけられればいいのはよくわかっているのですけれども、まずは、威嚇をするといえますか、ここにカメラがあるぞということによっての抑止効果を狙う形の最低限で考えていますので、今回このような提案をしたものです。

○佐藤委員 あと、補足説明したいのですけれども、実際にこの寺社仏閣の所有者は、非常に質素な生活をされているケースが多いと思えます。その中で、この電子機器を入れることに対しては、かなり知識が不足していて、アドバイスを求められる方が多いと思うのですけれども、例えば、既に最新型のドアホンが入っていたら、わざわざここに書いてあるようなカメラ電源や、デジタルレコーダー、これも表記の仕方はネットワークカメラではなくて、これはアナログカメラの概要です。こういう形ではなくて、最新型のドアホンを入れられている方は、カメラの電源を用意するだけで、そのドアホンで記録もできますし、モニターも要らないと言えるようなアドバイスを県としては用意しているのでしょうか。

○尾登文化財保存課長 所有者の対応によっていろいろ変わってくるかと思えますので、その点は当然こちらも想定していますので、今回この予算が通りましたら、早速に市町村の担当者を集めた上での会議を行い、所有者それぞれからの質問に答えられるようにと考えています。以上です。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。

ご発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は簡易採決により一括して行いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。平成27年度議案、議第55号中、当委員会所管分、議第65号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、平成27年度議案、議第55号中、当委員会所管分、議第65号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。平成27年度議案、報第1号中、当委員会所管分、報第6号、報第7号、報第19号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承を願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、くらし創造部長兼景観・環境局長から、奈良モデルに対する財政支援スキームについて報告を行いたいとの申し出がありましたので、くらし創造部長兼景観・環境局長から報告願います。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 それでは、奈良モデルに対する財政支援スキームについて説明します。

A3の資料、奈良モデルに対する財政支援スキームをごらんいただきたいと思います。

今般、奈良モデルのさらなる推進を図るため、奈良モデルに取り組む市町村への財政支援について、そのスキームを整理、充実したところです。支援に当たっては、市町村が国の補助金や地方交付税制度を最大限活用した上で生ずる負担に対し支援することを基本的な考えとしています。当部局所管分としては、資料の右の端ですが、4のごみ処理広域支援スキームが所管です。これは複数市町村等が現状の処理範囲を拡大して実施するごみ処理施設整備について、検討段階、計画段階、ハード整備の3段階に分けて支援を行うものです。支援内容等については、資料に記載しているとおりに、検討段階では、現行の奈良モデル推進補助金を活用した支援を。また、計画段階においては、基本計画の策定等、国の交付金がある事業を対象として、市町村負担額の2分の1を。さらに、ハード整備については、焼却施設の整備等、国の交付金または地方交付税措置がある事業を対象として、市町村の公債費のうち、地方交付税算入額を差し引いた額の4分の1の財政支援を行うこととしています。左隣の3の市町村とのまちづくり連携推進事業と同様の考え方により支援することとしています。県としては、本スキームによる財政支援によりごみ処理広域化を推進し、住民生活を支える重要な基盤であるごみ処理の安定継続性の確保、市町村の財政負担の軽減に寄与したいと考えています。以上です。

○阪口委員長 ただいまの報告、または、そのほかの事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○岡委員 その他でお聞きしたいと思います。お願いも兼ねてです。

本県には夜間中学校があります。地元の櫃原市にもあります。今は櫃原市だけですか。この学校に通われている生徒から相談が入りました。その中身はこの学校に就学するについての負担金です。いろいろ種類がありますけれども、例えば、教育負担金とまとめて申し上げますが、その中には、物件費、補食費、通学費、校外活動費、修学旅行費などいろいろとあるようです。その負担のあり方については、その学生の在住する市町村によって制度がまちまちです。一つ例を申し上げますと、学校で出される牛乳は、市町村によっては無償という自治体もあれば、徴収している自治体もあります。学校側からすると、徴収の仕方が大和高田市の方、櫃原市の方、桜井市の方と生徒によってまちまちなのです。これは県として何とかならないかという相談がありました。実施主体が市町村ということもありますので、県として上から、こうなさいということを手を加えることは難しいにしても、夜間中学の運営主体は、これは県です。違いますか。(発言する者あり)市町村が運営主体になっているのですか。その辺はよくわからなかったのですけれども。いずれにしても、教育に関することで各市町村にまたがる課題ですので、1町や1市などだけではどうしても解決ができない課題ですので、県教育委員会として、このことについて何か汗を流してもらえないかという要望ですが、それについての考えをお聞きしたいと思います。

○大西学校教育課長 夜間中学校ですけれども、これは義務教育の未履修者に対して二部授業として中学校教育を実施するものでして、教育内容は中学校学習指導要領に準じているもので、実施に当たっては、設置の市町村教育委員会から県教育委員会へ届けが出される形で置かれています。全国で8都府県、31校が設置されており、奈良県内には、奈良市立春日中学校、天理市立北中学校、櫃原市立畝傍中学校の3校が設置されています。その運営については、各設置自治体ごとの方針で進められており運営にかかる費用についても、実は学校によって異なっているというのが現状です。

今、委員からもお話がありました。夜間中学を設置していない自治体の方々が在住する義務教育未履修の希望があれば、その自治体を通して設置している自治体へ副申を添えて手続を行って、入学を認めていただいているというところがあります。その際には、生徒が在住する自治体が応分の費用負担をするということで進んでいるようです。このような自治体では、夜間中学への就学について、生徒から徴収する費用を規則で定めて、給食費、補食費、校外活動費、修学旅行費等一定額を徴収しているというところもあります。

こういう状況ですので、同じ夜間中学に就学していても設置市に在住する生徒と市外から通う生徒との間で実費負担額に差が出るという現状があります。現在、国も夜間中学の設置に対して動き始めていまして、政府の教育再生実行会議が提言に盛り込み、文部科学省も夜間中学校関連予算をふやして、実態調査の実施、広報の強化に取り組んでいるところです。国会においても、超党派の議員連盟が夜間学級の増設や支援拡充に向けた議員立法の成立を目指していると聞いていますので、県教育委員会としては、こうした動向を注視しながら、本県の夜間中学における教育の充実を今後も支援したいと考えます。以上です。

○岡委員 今答弁にありましたとおり、これはやはり制度そのものがそうなっている関係で、どうしても現状実費負担額に差がでることは仕方がないのが結論だと思いますけれども、ようやく国レベルにおいてもその問題意識を持って動きかけているという報告もありました。

願わくは、教育に関することで、しかも全県にまたがる話でもありますので、県教育委員会は指をくわえて見ているだけではなくて、いろいろな機会を捉えて、各市町村の教育委員に対してそういう課題があるけれどもどうなのだという督促や、また、首長に対して、名前は出しませんが、非常に財政の厳しい市などは本当にこのようなことまで負担するのかというところがあるのです。そういうところは実態を知っていただいて、そして陰からでも結構ですからアドバイスをして、現状格差がある状態に通っている生徒から見れば、非常に行政に対する不信感が芽生えているように思いますので、ぜひ県教育委員会としても積極的にかかわって改善をお願いしたいと思います。これは要望にしておきます。以上です。

○藤野委員 数点お聞きします。

まず初めに、県立高校の空調設備の設置、前回の委員会でも質問しました。答弁は非常に納得しないところで終わったのですが、前回の委員会記録をもう一度点検してみますと、答弁では、今回このモデル設置に伴い、エアコンの学習効率の向上等の効果について検証して、今後、県教育委員会として、エアコン設置をどのように考えるかについて検討を進めたい。あるいは、生徒への学習効率の向上、また、健康維持の効果の面についても検討を進めていきたい。例えば、熱中症または保健室の利用の頻度、その影響がどのようになっているのか。また、現在検討中である生徒の授業の集中のぐあい等々も検討していきたい。全体的に総合的に判断していきたいというような答弁がありました。基本的

に次元の違う話であると前回の委員会では言ったか言っていないか忘れてしまったけれど、これはもう次元の違う話だろうと思っています。宮本副委員長も申されたように、教育に対しての効果は、およそそれこそ5年後、10年後に出てくるものですし、費用対効果も教育には余りそぐわない部分があると思っています。

ただ、この検証を最後まで押し通しておっしゃるならば、例えば、県立33校のうち、前回申しましたように、育友会あるいはPTA会費で設置しているのが14校、平成23年度に、平城、畝傍、橿原、高田の4校がついています。平成24年度に6校、平成25年度に3校、平成26年度に1校、これで全14校なのですけれども、今からもう4年前に4校が設置されているということで、4年前のこの検証というのは当然されているものかと思います。育友会やPTA会費でもうつけたから、教育委員会は知りませんということではないだろう。したがって、いわゆる検証を考えるならば、当然そういうこともやっておられると思いますし、検証ということではないかと思うので、その議論はしたくはありませんが、あえて言うならば、そのようにも申したいと思っています。いわゆるPTA会費、育友会費で賄ってるところと今回5校がモデル校でつけたところと整合性もあるでしょうし、今後整理もしていかないといけないだろうから、今いろいろとその部分での検討や議論をされていると思いますので、きょうはあえて答弁を求めることはしません。また次回でも問うてまいりたいと思います。

その中で2点お聞きします。

まず初めに、全国の英語テストが全国学力テストにおいて、平成29年、中学3年生にも登用されるという記事がありました。いわゆる文部科学省が生徒英語力推進プランの公表の中でそのことを盛り入れてこられました。現在奈良県の中学校の英語教育の実態はどのようなものなのかを含めて、どのようなレベルに達しているかはなかなかわかりにくいかと思いますけれども、現状をお聞きしたいと思います。

それともう1点は、いよいよ高校の進路指導も始まっていくかと思っています。大学進学、あるいは専門学校、そしてまた、就職と進路が分かれてくるのですけれども、進路指導の先生方もこれから大変しんどい思いというか、大変ご努力をいただかないといけないと思うのですけれども、進路指導の実態、就職の対応に向けてのキャリア教育、職業教育はどのようなになっているのか現状をお聞きします。

○大西学校教育課長 まず、中学校の英語教育についてです。

中学校の英語のレベルがどうかということですが、これについては、統一のテストがな

くて、まさに文部科学省がこれからそれをやろうと考えているのかということです。県としては、生徒の英語に対する興味、関心を高めて学習意欲や英語力の向上を図るために、中学校の英語担当教員が独自に研究会をつくり、積極的に公開授業や授業研究を行って、現在実践的コミュニケーション能力を高める授業や有効な評価のあり方などについて研修を行っています。研究会が中心になって、生徒の英語による自己表現能力等の向上を目指した中学校英語スピーチレシテーションコンテストも実施しています。県教育委員会は、研究会と連携して、こうした研修などの機会に指導主事を派遣し、助言や講義等を行っています。

それから、昨年度からは、文部科学省の委託を受けて、県内の3地域を英語教育強化地域に指定して、強化地域内の中学校では、小学校や高等学校と連携した英語指導の有効な方策や教材等についての研究開発を行っています。また、今後さらなる生徒の英語力の向上に向けて、英語担当教員の指導力の向上は不可欠であると考えているために、県教育委員会では、平成26年度より奈良教育大学と連携をし、英語によるコミュニケーション能力や授業力を高める演習などを行う英語指導パワーアップ講座を実施しています。この講座に参加する教員については、英検等の受験料を県教育委員会が負担するなど、積極的に外部の検定試験を受験することも奨励しているところです。

さらに平成27年度、国が実施している英語教育推進リーダー中央研修に中学校英語担当教員2名を派遣して、参加した教員を講師とする研修等々をし、県内全域の英語担当教員の指導力向上を図りたいと思っています。

それから、2点目の高校のキャリア教育についてです。

各高等学校では、一人ひとりの社会的職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促すキャリア教育の取り組みを実施しています。高校生の主体的な進路選択を図るために、特にインターンシップを推進しており、平成26年度には、県立高校全日制において1,196名が民間企業等で実際に就業体験をしています。また、平成27年度には、二階堂高校において、1年生全員が奈良東病院で介護体験を行っており、今後も県立高校においてインターンシップの取り組みを充実し、生徒の進路選択への積極性を醸成するとともに、人間関係形成能力などの育成を図ってまいりたいと思っています。さらに、昨年度から高校生キャリア教育総合支援事業も実施しておりまして、県内の企業経験者を高校に派遣する人材バンクや、高校生におけるNPOとの連携や模擬株式会社の設立を支援するチャレンジプログラムも実施しています。平成27年

度、教育研究所にキャリアサポートセンターも設置し、配置したキャリア教育支援員2名、キャリアプランナー1名による職場開拓や生徒への面接指導なども行っているところです。以上です。

○藤野委員 英語教育の件ですけれども、さまざまな取り組みが行われており、特に教員の研修等々もかなり頻繁に行われてるという答弁でしたが、新聞によりますと、今回文部科学省で出されたプランにおいては、中学校英語あるいは高校英語の達成度を、かなり引き上げていくということを目指している。あるいは、生徒や教員の英語力の数値目標、授業内容、教員研修の内容など、具体的な目標を都道府県ごとに策定して、2015年度末に公表するように要請をしているということですが、こういった取り組みは今どのように考えておられるのかお聞きします。また、キャリア育成、職業教育について、これもさまざまな開拓、職業の訓練、あるいは各企業への開拓もされているとお聞きしますけれども、工業高校は大体100%に近い就業率と言われてはいますが、県内及び県外の実業率の割合はどのようなものかお聞きします。

○大西学校教育課長 英語教育ですが、いわゆる文部科学省から出てきているのがCAN-DOリストというもので、何ができる、あるいはどういうことを目指すかということですが、まず、現在のところ、全ての学校においてこの目標達成、あるいは目標を設定して目標達成をするようにという計画書を策定するように呼びかけています。まだ全体の数は把握していないのですが、今のところ計画書の策定に取り組んでいただいているところで、最終的には何%ぐらいができて上がっているのかは確認をしたいと思います。

それから、工業高校のキャリア教育の状況ですけれども、工業科を設置する県立高校は県内に4校あります。大体学校ごとで6割から8割ぐらいの就職希望者がいますけれども、ここにつきましては、民間の方々の協力も得ながら、生徒の力をつけており、取り組みの結果、平成27年3月に卒業した生徒555人のうち、就職希望が380名、376名が就職しています。県内へ進んだ者が約54%、県外が46%で就職をしています。指導する教員の資質を上げることはもちろんですが、民間企業との提携等考えながら、ますますこのキャリア教育を進めたいと考えています。以上です。

○藤野委員 英語教育、英語のテスト導入でお聞きしました。今後、さらにグローバル化された世の中になってきて、英語が必須条件になってくると思いますけれども、学校の教員もかなり研修をしていかなければならないと思います。それこそ指導力、あるいは器量が求められてくると思いますので、そういった研修制度のさらなる充実等々を今後も求め

ていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

キャリア教育の件ですけれども、先ほど工業高校の県内就職率の割合を聞きました。これは県内での企業数や営業所数が少ないという部分も当然比例するかと思います。ただ、工業高校の生徒の優秀な人材をわざわざ県外にとられるのも悔しいという思いもあるので、県外の大きな企業に生徒たちが行くというのも仕方ない部分があるかと思います。ここは一長一短あるのですけれども、県内の就業がどんどんふえる形での産業の活性化、育成も努めていかなければならないのですけれども、なるべく県内の就業に向けて、今後さらに教育委員会と、産業・雇用振興部との連携も図りながら、よりよき進路拡大に向けて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大西学校教育課長 先ほど平成26年度における学習到達目標の設定状況、中学校の数字をこの場で披露します。奈良県105校の学校がありまして、平成26年度に学習到達目標を設定している学校は21校にとどまっています。これをふやしてまいりたいと考えています。よろしくお願いします。

○田中委員 先ほど岡委員から、費用負担の問題の提起がありました。通告はしていませんけれども、かねてより思っていますことで、すぐ答えられないと思いますので、資料をまとめていただければありがたいと思います。授業料は教育費の中から出されるということで、ほぼ授業料負担はないのだらうと思いますが、小・中・高とも授業料以外の親の負担は市によっても違うようですし、また、学校によってもかなり費用負担額が違うように思います。持論としては、学校の設備やいろいろな備品などに親の負担を強いるということは時代おくれだという持論を持っています。卒業生に学校の設備を寄附させるということもまだあるようですし、いわゆる授業料外費用は、大体どういうものを集めてどの程度になっているのか。もちろん給食費を集めているところがあればそれも含めてですけれども、できたら資料として統計をとって提示いただければありがたいと思います。

なぜこういうことに関心があるかというのは、最近離婚率も随分ふえて、ひとり親の家庭がふえています。そういう家庭の生徒の中には貧困家庭の生徒がおられる。中学校、高校においても貧困の中で苦しみながら授業を受けているという生徒が多くなってきたと感じ取っているのですけれども、そういう貧困家庭といいますが、ひとり親家庭に対する対策というのがいいのが、ケアというのがいいのかよくわかりませんが、教育委員会で何か充実したものを、できることなら近いうちに打ち出していただきたいと思いますという要望を込めて、先ほど申した授業料外の費用が大体各家庭にどのぐらいかかっているのかという資料をお示

しいただければありがたいと思って、既にデータがあるということであれば答えをいただきたいですし、まだないということであれば調べていただきたいと思います。

もう1点は、事前にお話ししたのですけれども、教育長制度が変わりました。理事者から任命をされるという形になって教育長の存在が立場を変えたわけですけれども、この文教くらし委員会、教育長、教育委員会の範疇の仕事として私立学校との関係が素人にはよくわからない。どういう授業が行われているのかという部分について、教育委員会はどこまで私立学校をカバーしているのかということについてもよくわかりませんし、私立学校に対する補助金の根拠が教育委員会ではありませんというところもあるようですので、1人当たりの子どもに対する行政からの支出がどうなっているのか。また、授業料が私立学校にも充当されているようですから、一人の個人に対しては影響はないかもしれないけれども、先ほど申し上げた授業料外の費用についてはかなり差があるということもありますし、私立学校に対して、教育長はもっとカバー力というか、私立学校に対する補助金、交付金も教育長のもとに管理するといいますか、教育長から発する制度として変えていくべきではないかと思っています。そうすることによって、私立学校に対する影響力の行使もより明確に、また線引きの部分もきちんとできていくことにつながるのではないかと。そんなことを言えば、総務部系統の職員からおしかりを受けるのかもわかりませんが、私立学校に対する質問をどこでするのかと言ったら、総務警察委員会に入って総務警察委員会でやればいいといっても、その事業に関する内容については総務警察委員会で答弁していただくということではできないということでもありますし、これは非常に悩ましいことだと思うのです。交付金が総務部から出るのではなく、教育長のもとから出るのですということであれば、これは全てが教育長のところからの案件として議論できたり、方向性を決めていくことができるかと思しますので、ぜひともそういうことについて検討いただいて、きょう答えをもらいたいとは申しませんので、検討いただいて、平成28年4月までは文教くらし委員会におりますので、再度その間に同じような質問をしますので、答えをいただけるように努力願いたいと思います。以上です。授業外費用についての資料を既にお持ちであればご答弁ください。

○吉田教育長 P T A会費については、県立学校については調査可能でありますけれども、市町村のそれぞれの学校のP T A会費はどうなっているかというのは、今手持ちはありませんので、それが集められることができるかどうか踏まえて検討したいと思っています。

委員がおっしゃった教育長に全ての権限をという話ですけれども、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律の壁がありまして、その壁をどのようにするのが今後議論になっていくかと思っておりますけれども、また、よろしく申し上げます。

○田中委員 当然、もともとの交付金の出処が違うのですから、国も含めての議論ということになるのはわかった上でして、教育長の制度まで変えたのだから、国も考え方を変えなければいけないかと。だから、それを教育長のところで研究いただいて、考えを改めて教えてくださいということですので、よろしく願いしておきます。

○宮本副委員長 1点だけ質問をしますが、ある方から手紙が来て、先日報道された公立学校の耐震化率で手紙をいただいたのです。耐震化率が公表されて、奈良県は特別支援学校は100%だけれども、高校については76%で、これが全国46位で非常に驚いたという手紙をいただきました。県教育委員会の資料によりますと、耐震化がまだ終わっていない建物が67棟あるということで、これは順次やっていくということですが、この67棟が県立高校の学校数でいえば何校になるのかというところですか。どういう目標を持ってやるかというのは前回の委員会でも示されましたけれども、学校数としては何校に該当するのか、この点を再度確認したいと思いますのでお示しいただければと思います。

○香河学校支援課長 県立高校の耐震化の状況についてです。

県立の高等学校33校中、現時点ですが、12校で耐震化が完了をしています。耐震化が残っています県立の学校については21校、先ほど委員からご指摘いただきました67棟という状況です。平成27年度については、17棟の工事を予定をしており、平成27年度末現在で3校の耐震化が完了する予定です。結果、平成27年度末で耐震化が残る学校が18校50棟となる見込みです。以上です。

○宮本副委員長 33校中21校がまだだということで、これが平成27年度18校まで減ることが示されました。数字だけ見ますと、建物の数で耐震化率というのは出ますので76%と、こうなったら4分の3は進んでいるという感覚で受けとめたのですが、実態を見ますと、3分の1の学校しかまだ進んでいないということが明らかになったわけで、お子さんを高校に通わせている親から心配をする手紙をいただいたということで、今回紹介したわけですか。知事部局になりますけれども、今県立大学に研究センターをつくらうということが話題になったりですか、さまざまなホテルを核としたまちづくりなどありますけれども、子どもたちが学ぶ環境ということにもっと心を寄せてほしいという趣旨の手紙でしたので、紹介して全力で取り組んでいただきますように重ねて要望して終わりたいと思います。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それではそのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。ありがとうございました。